

議 事 日 程

第 11 回定例会

R 5.11.10 午後 3 時

狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 30 号
教育委員会協議会について
- (2) 議案第 31 号
狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱の一部を改正する要綱
- (3) 議案第 32 号
狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱の一部を改正する要綱
- (4) 議案第 33 号
狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

- (1) 新図書館整備基本設計の完了について

－ 事務報告 －

- (1) 令和 6 年度小学校プール民間施設等活用試行実施事業（案）について
- (2) 令和 4 年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について
- (3) 令和 5 年学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について（7）

議案第 30 号

教育委員会協議会について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 10 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

教育行政の運営に関する基本方針等、行政運営上特に重要な付議案件等について、審議等の事前準備として教育委員間の意見調整等のために任意に設ける会議について、審議する。

議案第 31 号

狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年11月10日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立小中学校用務業務等委託事業者の選定における必要な事項について、所要の改正を行う。

狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱の一部を改正する要綱（案）

令和5年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱（平成30年教委要綱第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>狛江市立小中学校用務業務等委託事業者選定実施要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>狛江市立小中学校用務業務及び設備管理業務委託並びに中学校用務業務支援委託（以下「狛江市立小中学校用務業務等委託」という。）の事業者（以下「事業者」という。）の選定につき、最も適した事業者を選定する際の手続</u>に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（選定等委員会）</p> <p>第2条 事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、<u>狛江市立小中学校用務業務等委託事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 委員会の運営及び審査に関する事項は、<u>狛江市立小中学校用務業務等委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱（平成30年狛江市教育委員会第16号）</u>で定める。</p> <p>（選定方法）</p> <p>第3条 事業者の選定は、<u>プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により行うものとする。ただし、現行受託事業者の継続審査を行う場合に限り、狛江市立小中学校における業務履行状況を委員会において評価することにより、事業者の選定を行うことができる。</u></p> | <p><u>狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者（以下「事業者」という。）の選定につき、最も適した事業者を選定する際の手続（プロポーザル方式。以下「プロポーザル」という。）</u>に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（選定等委員会）</p> <p>第2条 事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、<u>狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 委員会の運営及び審査に関する事項は、<u>狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱（平成30年狛江市教育委員会第16号）</u>で定める。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(プロポーザルへの参加) 第4条 (略)</p> | <p>(プロポーザルへの参加) 第3条 (略)</p> |
| <p>(失格条項) 第5条 プロポーザルに参加した事業者（以下「参加者」という。）が審査期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、プロポーザルへの参加資格を失うものとする。 (1) <u>狛江市立小中学校用務業務等委託事業者選定プロポーザル実施要項</u>（以下「要項」という。）に示された条件等に適合しなかったとき。 (2) 要項に規定する<u>狛江市立小中学校用務業務等企画提案書</u>（以下「提案書」という。）に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。 (3)～(7) (略)</p> | <p>(失格条項) 第4条 プロポーザルに参加した事業者（以下「参加者」という。）が審査期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、プロポーザルへの参加資格を失うものとする。 (1) <u>狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定プロポーザル実施要項</u>（以下「要項」という。）に示された条件等に適合しなかったとき。 (2) 要項に規定する<u>狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務企画提案書</u>（以下「提案書」という。）に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。 (3)～(7) (略)</p> |
| <p>(提案書の取扱い) 第6条 (略)</p> | <p>(提案書の取扱い) 第5条 (略)</p> |
| <p>(庶務) 第7条 (略)</p> | <p>(庶務) 第6条 (略)</p> |
| <p>(委任) 第8条 (略)</p> | <p>(委任) 第7条 (略)</p> |

付 則
この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年11月10日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市立小中学校用務業務等委託事業者の選定における必要な事項について、所要の改正を行う。

狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

令和5年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱（平成30年教委要綱第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>狛江市立小中学校用務業務等委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>狛江市立小中学校用務業務及び設備管理業務委託並びに中学校用務業務支援委託（以下「狛江市立小中学校用務業務等委託」という。）の事業者として適正かつふさわしい事業者を選定するため、狛江市立小中学校用務業務等委託事業者選定実施要綱（平成30年教育委員会要綱第15号。以下「選定実施要綱」という。）第2条第2項の規定により、狛江市立小中学校用務業務等委託事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>狛江市立小中学校用務業務等委託事業者の選定</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）その他必要な事項の検討</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、<u>委員長、副委員長及び委員</u>をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> | <p><u>狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会の運営に関する要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者（以下「事業者」という。）として適正かつふさわしい事業者を選定するため、狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定実施要綱（平成30年教育委員会要綱第15号）第2条第2項の規定により、狛江市立小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>小学校用務業務及び設備管理業務委託事業者の選定</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）その他<u>小学校用務業務及び設備管理業務の委託化に必要な事項の検討</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、<u>会長、副会長及び委員</u>をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中学校校長の代表者</u> 1人</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(審査手順)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>選定実施要綱第3条第1項ただし書の規定によるプロポーザル方式によることなく現行受託事業者の継続審査を行うにあたっては、現行受託事業者は、継続希望の意思を示す文書とともに、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>会社概要</u></p> <p>(2) <u>用務業務等受託実績</u></p> <p>(3) <u>その他委員会が必要と認める書類</u></p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>小学校副校長の代表者</u> 1人</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>政策室長</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(審査手順)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> |
|---|--|

付 則
この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年11月10日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会の委嘱の任期について、所要の改正を行う。

狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱（案）

令和5年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会設置要綱（平成19年教委要綱第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (委員) 第3条 (略) 2 委員の任期は、 <u>原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> | (委員) 第3条 (略) 2 委員の任期は <u>2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> |

付 則

- この要綱は、公布の日から施行する。
- この要綱の施行の際現に狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会委員である者の任期は、令和7年3月31日までとする。

■1階・地下1階

駐輪場

- ・37台程度の利用が可能

アートライブラリー

- ・絵手紙関連資料等を活用した狛江の更なる魅力づくりや、中高生等の利用促進に向けて、音楽、美術関連図書、写真集、楽譜等を配架

イノベーションライブラリー

- ・「ともに創る文化育むまち」の図書館として、市民が様々なアイデアを生み出すために必要なICTや多様な学びに関する資料の提供や情報発信を行うコーナー

YAコーナー

- ・ティーンズ世代の知的好奇心を満たす本や、将来の進路・職業選択に役立つ本を提供するコーナー
- ・ライトノベル・スポーツ・資格関連の資料を配架

ラウンジ

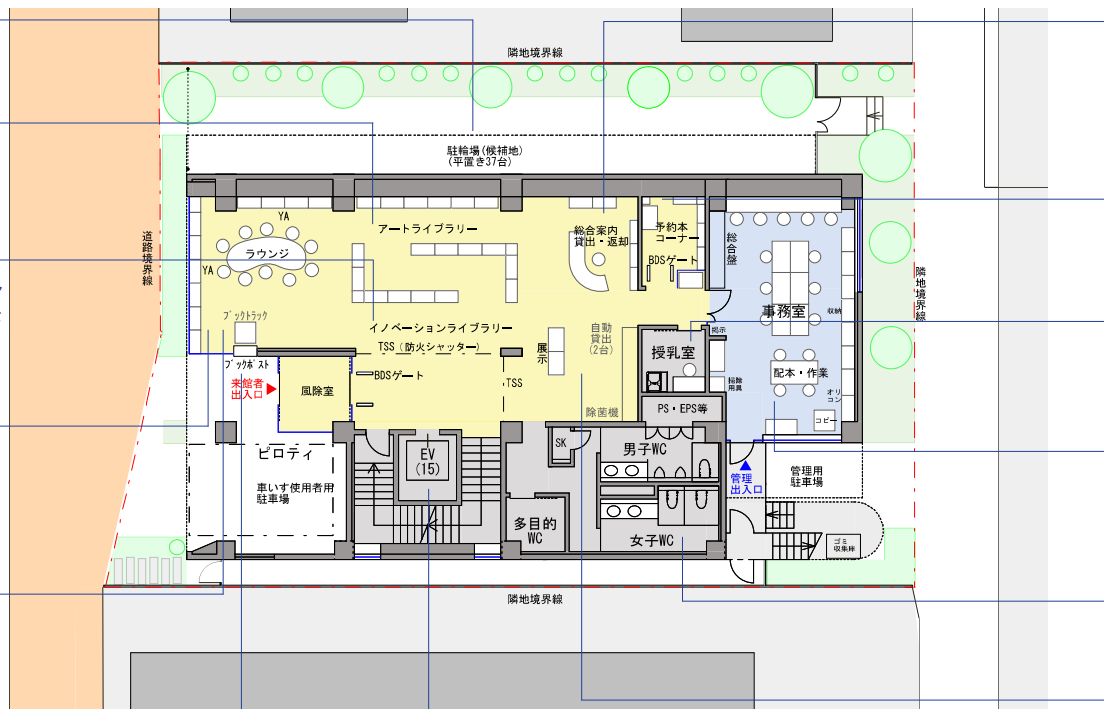
- ・窓側は3段程度の低い書架にすることで、狛江通りから図書館であることを確認できる明るい空間入口から近く、利用しやすい配置
- ・グループでの利用や市民講師による講座などの開催スペースとしても利用可能

ブックポスト

- ・閉館時の図書返却ポスト
- ・室内側に専用ブックトラックを設置

防火水槽

- ・消防水利施設として、防火水槽を設置。
40 m³の水を常時貯水可能



1階

総合案内

- ・コンシェルジュ(司書)による対応により、誰でも気軽に相談しやすい環境を整備
- ・貸出・返却の手続きも行う
- ・フロア全体を見渡せる場所に配置

予約本コーナー

- ・予約した本のセルフ貸出サービス
- ・職員にも声掛けしやすい配置

授乳室

- ・1階に設置
- ・総合案内と事務室に近接し、安全性に配慮

事務室

- ・館内の日常の管理業務を行うとともに、狛江市全体の図書館サービス網を統括
- ・総合盤を設置し、館内の一括管理を行う

トイレ

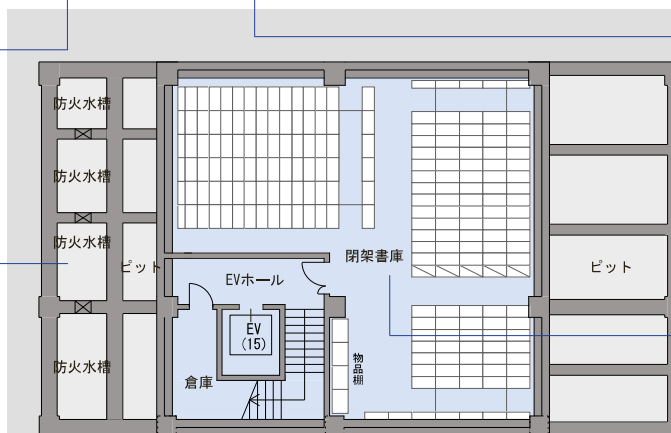
- ・多目的トイレを併設するなど、バリアフリーに配慮

展示コーナー

- ・可動式の展示台を設置

利用者用エレベーター(15人乗り)

- ・車いす利用者対応エレベーター
- ・管理用エレベーター兼用(返却本等の運搬)



地下1階

地下1階 閉架書庫

- ・集密書架を採用



※基本設計段階のため一部変更となる場合があります。

S=1:200

■ 2階・3階

3階 一般開架

- ・吹き抜け面の一部の書架は高さをおさえて、2階が見下ろせるように工夫し、2・3階のつながりをつくる

3階 バックスペース

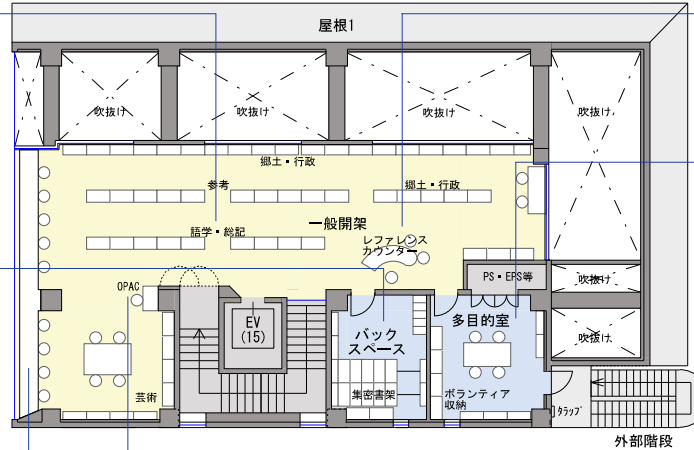
- ・利用者サービスに伴う作業スペース
- ・郷土行政資料等を保存するために集密書架を設置

2階・3階 閲覧席

- ・狛江通りに面した明るい閲覧席

2階 一般書架

- ・柱をなくし、フレキシブルで自由度の高い空間にすることで、シンプルでわかりやすい書架レイアウトを可能に
- ・一部は吹き抜けにして立体的な広さを感じられるように工夫



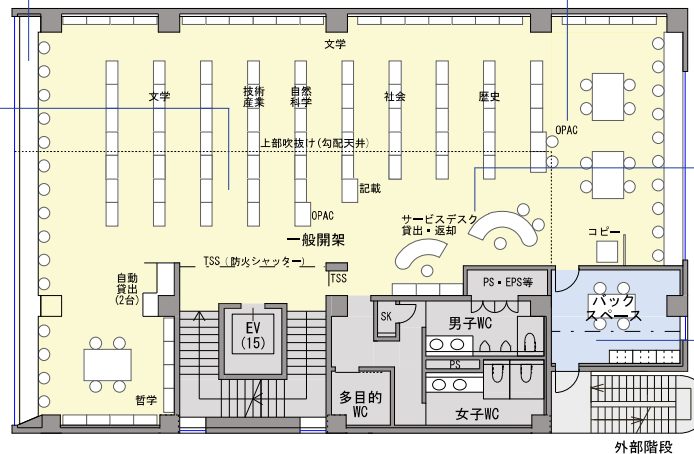
3階

3階 レファレンスカウンター

- ・利用者が気軽に相談しやすい配置

3階 多目的室

- ・整理・作業、共同研究、ミーティング等、多目的に利用可能
- ・図書館ボランティアの作業スペースも兼ねる



2階

2階・3階 図書検索コーナー

- ・情報端末や、自動貸出機等を配備できるデスクをわかりやすい位置に分散配置

2階 サービスデスク

- ・フロア全体を見通しやすく、利用者が立ち寄りやすいオープンな配置

2階 バックスペース

- ・利用者サービスに伴う様々な整理・作業を行うスペース

※基本設計段階のため一部変更となる場合があります。

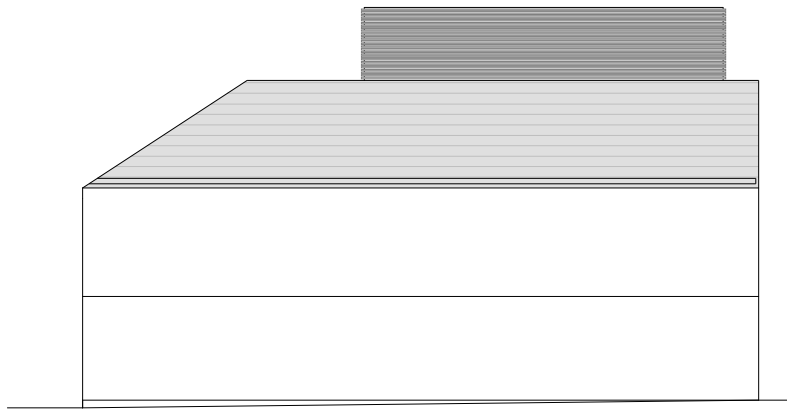


■立面計画



南東側立面図

南西側立面図 (狛江通り側)



北西側立面図



北東側立面図 (市道側)

※基本設計段階のため一部変更となる場合があります。

S=1:200

■完成イメージ



外観イメージ①



基本設計段階のため一部変更となる場合があります。 内観イメージ①



内観イメージ②



内観イメージ③

令和6年度 小学校プール民間施設等活用試行実施事業(案)

1 検証内容

小学校校長会要望も踏まえ、次の理由から民間施設(屋内プール)の活用について検証する。

- ・熱中症や紫外線による健康リスク対策の有効性
- ・水道代や修繕費用などの維持管理費低減の効果
- ・指導上の課題(専門性や授業時数等)を踏まえた効果的水泳指導に関する有用性

2 実施形態

屋内プール借上げ+水泳指導(5回)+バス送迎

※ 事業の質の担保、円滑な事業実施を令和6年度当初から可能とするため、令和5年第4回定例会補正予算に債務負担として計上する。

3 対象校及び学年

① 狛江第一小学校

対象者:5年生・6年生

利用施設:調整中

実施時期:5月から10月までの期間(学校と受託者で詳細調整)

② 和泉小学校

対象者:全児童

利用施設:調整中

実施時期:5月から10月までの期間(学校と受託者で詳細調整)

○ 想定タイムテーブル(バス)

| 時間 | イベント | 備考 |
|-------|------|----------|
| 8:40 | 学校出発 | |
| 9:20 | 施設到着 | 移動時間約40分 |
| 9:35 | 授業開始 | 着替え約15分 |
| 10:35 | 授業終了 | 授業時間1時間 |
| 10:50 | 施設出発 | 着替え約15分 |
| 11:30 | 学校到着 | 移動時間約40分 |

所要時間計 約170分(約3時間弱 授業時数3時限分)

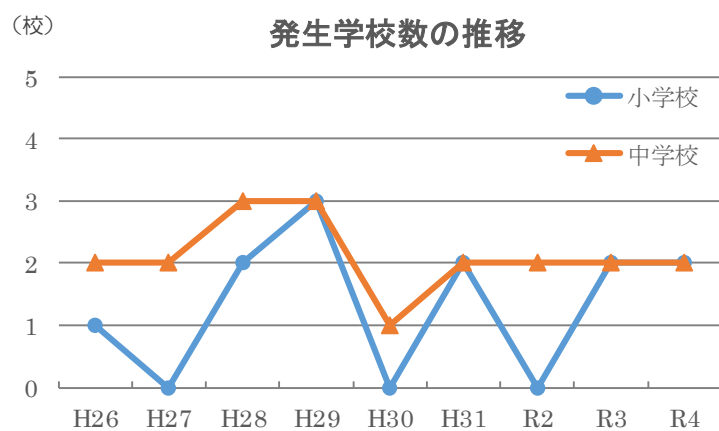
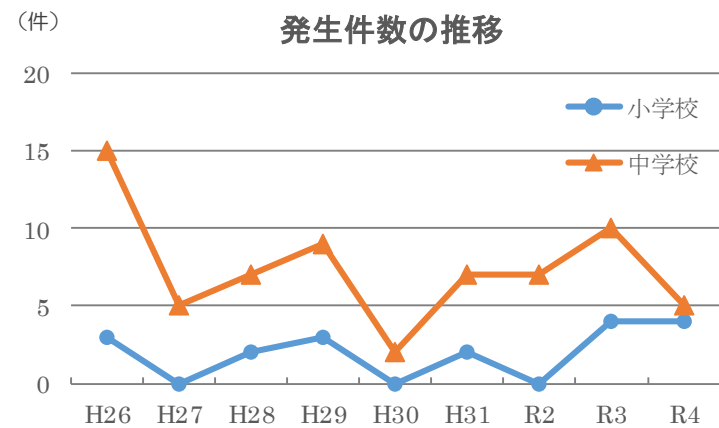
令和4年度 狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について

<調査の目的>

本調査は、児童・生徒の問題行動や不登校等について、市内公立小・中学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生活指導上の取組により一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態を把握することにより、児童・生徒の問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げていくものとする。

| | | | | | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|
| 市内小学生人数(人) | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 令和2年度 | 3年度 | 4年度 |
| | 3183 | 3223 | 3246 | 3267 | 3394 | 3518 | 3622 | 3701 | 3779 |
| 市内中学生人数(人) | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 令和2年度 | 3年度 | 4年度 |
| | 1317 | 1331 | 1349 | 1360 | 1320 | 1286 | 1289 | 1365 | 1417 |

暴力行為



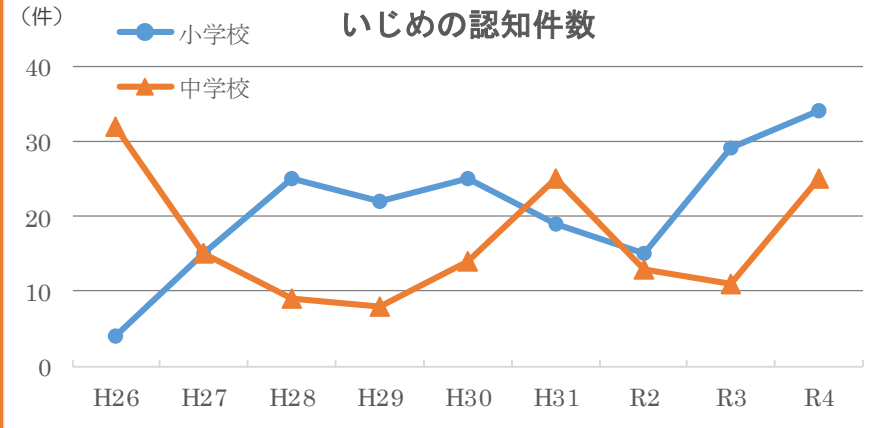
【調査結果の報告】

小学校の暴力行為は、令和2年度は0件であったが、令和4年度は令和3年度と同じく4件となった。中学校では、令和3年度は10件あったが、令和4年度は5件となった。暴力行為が発生した学校は、令和3年度と同様の2校であった。

小・中学校の暴力行為の合計の件数は9件となり、その内「生徒間暴力」が4件、「器物破損」が5件であった。「生徒間暴力」は、ふざけやからかい、瞬間的な怒りによる行為が原因であった。「器物破損」の5件中3件は、教室にある物を故意に破損させた行為であった。

暴力行為を減少させるためには、良好な人間関係の構築や学級経営の安定化を図るためのWEBQUの結果の有効的な活用、瞬間的な怒りをコントロールできるようになるためのアンガーマネジメント等の指導が必要である。

いじめ



| 区分 | 学校総数 | 認知した学校数 | 認知していない学校数 | 認知件数 |
|-----|------|---------|------------|------|
| 小学校 | 6 | 6 | 0 | 34 |
| 中学校 | 4 | 4 | 0 | 25 |

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|----------------------------------|-----|-----|
| 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 | 24 | 17 |
| 仲間はずれ、集団による無視をされる。 | 7 | 5 |
| 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをそてたかれたり、蹴られたりする。 | 5 | 2 |
| ひどくぶつかられたりたかれたり、蹴られたりする。 | 0 | 0 |
| 金品をたかれる。 | 0 | 0 |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 7 | 1 |
| 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 1 | 1 |
| パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 | 0 | 2 |
| その他 | 0 | 0 |

【調査結果の報告】

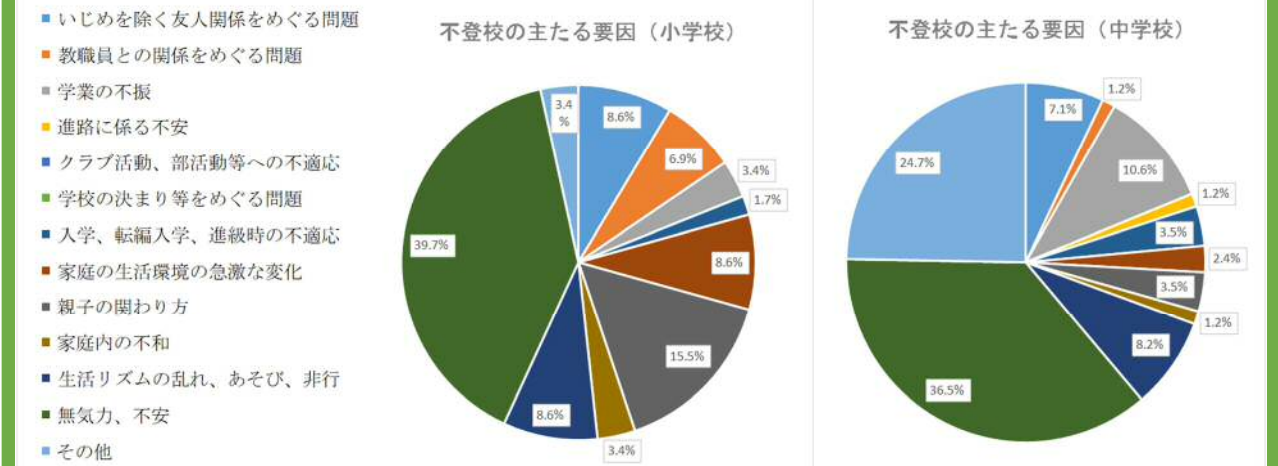
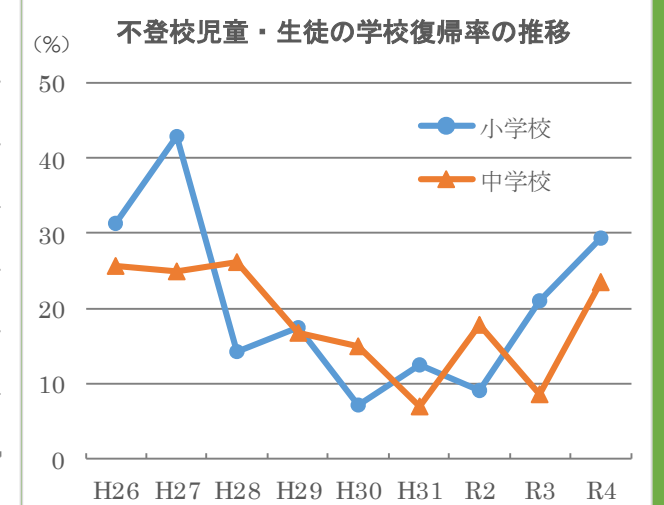
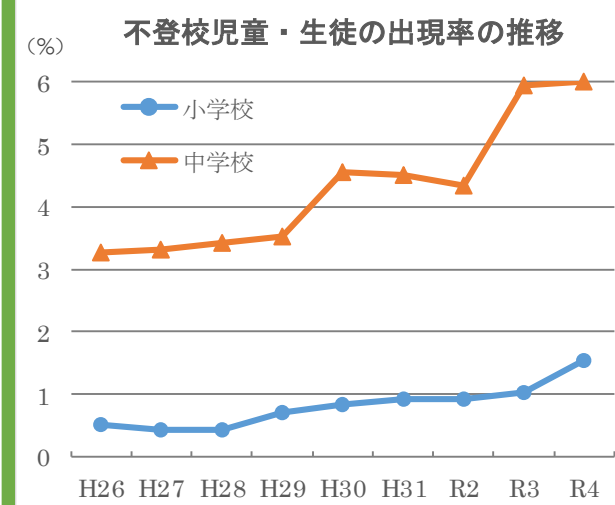
小学校のいじめの認知件数は、令和3年度は令和2年度と比較して約2倍の29件となり、令和4年度は微増の34件となった。学年別では、1年生と4年生が少なく、それ以外の学年では7件から9件が認知された。

中学校のいじめの認知件数は、令和3年度は11件であったが、令和4年度は25件となった。学年別では、2年生の発生件数が最も多く、3年生が最も少ない結果となった。

いじめの様態としては、小・中学校共に「冷やかしかからかい」が最も多く、次に「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多かった。

小・中学校共にいじめの認知件数が増加しているが、これは学校が小さいいじめを見逃さずに積極的にいじめを認知して対応していると捉えることができる。今後は、いじめの認知の学校間の格差の解消や、未然防止、早期解決に向けた家庭や地域との連携のための体制づくりを推進していく必要がある。

不登校



【調査結果の報告】

小学校の不登校児童の出現率は、平成29年度から微増傾向となり令和4年度は1.6%となった。中学校の出現率は、令和3年度に5.9%、令和4年度は6.0%となった。

不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校では令和3年度より増加して約29.3%、中学校でも令和3年度より増加して約23.5%となった。

不登校の主たる要因としては、小・中学校共に「無気力・不安」が約4割を占めた。小学校では次に「親子の関わり方」、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「家庭の生活環境の急激な変化」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が同割合で多かったのに対し、中学校では「その他」が約3割、次に「学業の不振」が多かった。

小・中学校共に不登校数は増加傾向であるが、学校への復帰率が増加している。これは、学校が一人ひとりに寄り添いながら指導してきた結果であると推測される。なお、不登校は学校復帰のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的にとらえて社会的に自立を目指すための支援が求められるため、引き続き個別の指導を重視していく必要がある。

また、長期欠席の理由の選択肢にコロナ不安があり、本市においても一定数出現していた。コロナ不安を理由に長期欠席していた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるように、必要な感染対策や心理的ケアを継続する必要がある。

令和5年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(7)

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

| 学校名 | 対象 | 期間 | 理由 |
|---------|-----------------|---------------------|---------------------------------------|
| 狛江第一小学校 | 第2学年2学級 | 令和5年10月31日から11月1日まで | インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。 |
| 狛江第五小学校 | 第3学年1学級 第6学年 | 令和5年10月31日から11月2日まで | インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。 |